

令和6年度 上山市放課後児童クラブ 利用のご案内

1 目的 児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業」として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的としています。

2 対象児童 小学1年生～6年生までの児童
 ・保護者が就労等により昼間は不在となる家庭の児童
 ・保護者が家庭内で看護や介護を行う家庭、保護者が自宅療養中の家庭、妊婦出産前後（産前・産後各8週間）である家庭の児童

3 管理者等 **設置** 上山市 **運営** シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

4 対象施設

施設名	所在地	電話番号	定員
上山児童館	上山市元城内5番5号	672-6906	80人
南児童センター	上山市河崎一丁目1番45号	673-1367	80人
南児童センター分室	上山市けやきの森1番1号 (上山市立南小学校内)	673-1117	40人

5 開所時間

		通 常	長期休業期間
月～ 金曜	基本時間	小学校終了後 ～ 午後6時30分	午前7時30分 ～ 午後6時30分
	延長時間	午後6時30分 ～ 午後7時(30分)	午後6時30分 ～ 午後7時(30分)
土曜	基本時間	午前7時30分 ～ 午後4時	午前7時30分 ～ 午後4時
	延長時間	午後4時 ～ 午後6時(2時間)	午後4時 ～ 午後6時(2時間)

6 使用料

基本時間	月額9,000円
延長時間	30分毎100円 ※月額限度額4,000円

※ 基本時間以外に利用した場合、延長時間の使用料が加算されます。

※ 基本時間の月額については、兄弟姉妹で入所している場合や、就学援助を受けている児童は減免制度があります。

※ 別途、傷害保険料がかかります。

7 休 館 日

日曜・祝日、お盆休み（3日程度）、年末年始（12／29～1／3）

8 利用申込

（1）申込受付

利用開始	年度当初（4月1日）から	年度途中から	長期休業期間のみの利用 （夏休み、冬休み、春休み）
受付期間	令和5年10月2日（月） ～10月31日（火）まで <u>（月曜日～金曜日までの 午前8時30分～午後5時15分）</u>	利用したい日の <u>10日前まで</u> （土・日・祝日を 含みません）	利用日の1か月前 ～10日前まで （土・日・祝日を 含みません）
受付場所	子ども子育て課 （施設での受付は行いません）		
留意事項	<u>利用申込書を提出の際に書類審査を行います（10分程度）。混雑時はお待ちいただく場合もありますのでご理解とご協力をお願いします。</u> <u>必ず保護者の方がお越しください。</u> 定員の空き状況によることから、必ず入所できるとは限りません。		

（2）提出書類

- ① 上山市放課後児童クラブ利用申込書
- ② 上山市放課後児童クラブ利用申請児童調査票
- ③ 保護者の状況を証明する書類（下記一覧）

保護者の状況		証明書類
就 労	会社等に勤めている方	就労（内定）証明書（育児休業中の方は利用できません） <u>※雇用形態が有期で雇用（予定）期間の終期が令和5年3月31日や年度途中で終了する場合で入所を継続する際は、その後の就労状況を報告いただく必要があります。（有期・無期に関わらず、退職された場合も同様です。）</u>
	自営業や農業などの方	自営業・農業等就労状況申立書
学校などに通っている方		在学証明書、時間割等
病気や負傷している場合		申立書（疾病・介護等）及び医師の診断書 （加療期間・児童の保育が出来ない旨の記載があるもの）
障がい者を有している方		障がい者手帳の写し
同居の家族の看護や介護		申立者（疾病・介護等）及び要介護者の診断書 または証明書等
出産前後		母子手帳の分娩予定日の記載された箇所の写し

※上記表の内容等に変更があった場合は、市に必ず変更届を提出していただきますようお願いいたします。

9 入所決定

- (1) 利用申込書提出の際に書類審査を行い、後日、入所の可否を決定し、郵送でお知らせします。
- (2) 定員を上回る場合は、選考（学年や保護者の就労状況等を考慮）となります。
- (3) 南児童センターおよび分室においては、希望施設と異なる場合があります。

10 施設利用等における注意事項

(1) 送迎について

お子さんの安全を確保するため、土曜日や小学校の長期休業期間は開所時間内に登館してください。また、やむを得ずお迎え予定時間に遅れる場合は、必ず連絡願います。

勤務時間等により開所時間内に送迎ができない場合は、ファミリー・サポート・センター等の利用をお願いします。

(2) 昼食について

①土曜日及び小学校の長期休業期間は、昼食を持参してください。

②1年生の4月は給食が始まるまでは、各施設で昼食を食べますので昼食を持参してください。

(3) 土曜日について

利用児童に限られるため、状況に応じて合同保育となります。

(4) その他

令和6年度上山市当初予算の成立状況により、運営内容に変更が生じる場合があります。

11 日課（例）

通 常			長期休業期間	
1年生（4月）		通常生活	7:30 ~8:30	読書
			8:30 ~10:00	遊び
下校	11:30~		10:00 ~10:40	自主学習・宿題
昼食	12:30 ~13:00		10:40 ~12:30	遊び
休 息 ・ 遊 び	13:00 ~15:00	下校	12:30 ~13:00	昼食
おやつ	15:00 ~15:30	おやつ	13:00 ~15:00	休 息 ・ 遊 び
自主学習・宿題	15:40 ~16:20	自主学習・宿題	15:00 ~15:40	自主学習・宿題
遊び	16:30 ~18:30	遊び	16:00 ~16:30	おやつ
<お迎え>		<お迎え>	16:30 ~18:30	遊び <お迎え>

※おやつは施設で準備し提供します。

12 放課後児童クラブの利用ができない場合

- (1) 集団生活になじめず、ほかの児童の学習や遊び等に支障がでた場合
- (2) 施設利用中に医療行為や特別な資格を要する者が行う行為を必要とする場合
- (3) 特別な支援等が必要な場合

※利用後において、(1)～(3)いずれかの状況が見られたときには、

今後の利用等について、保護者の方にご相談させていただく場合があります。

- (4) 過去の使用料等が未納の場合（兄弟姉妹分を含む）

市立放課後児童クラブ Q&A（よくあるご質問）

Q 産休・育休中でも利用できますか？

A 産休中は利用できますが、育休中は利用できません。

産前産後休暇は「労働基準法」により取得することが認められていて、これは強制的な休暇の位置づけです。この法令や意味合いからも、産前は出産予定日の8週間前の日から、放課後児童クラブを利用可能とし、産後は出産日から8週間後の日まで利用することが可能です。この場合、以下の書類の提出が必要となります。

母子手帳の分娩予定日の記載された箇所の写し

Q 現在は働いていませんが、就職の内定を既にもらっています。就労証明書が提出できません。どうしたら良いですか？

A 就労証明書に「就労予定」として内定先から証明書を作成してもらい、利用申込書に添えて提出してください。

Q 仕事は午後4時に終わり、午後5時頃には帰宅します。子どもは午後6時まで預かってもらえますか？

A 放課後児童クラブは午後6時30分（延長利用は午後7時）まで開所していますが、仕事を終えられましたら、すぐにお迎えに来ていただくようお願いいたします。

買い物等を済ませてからではなく、買い物等もお子さんの体験の機会ととらえて一緒に過ごす時間を大切にしていきたいと思います。

問合せ先	子ども子育て課	子ども保育係
	上山市河崎一丁目1番10号	
	電話 672-1111（内線143・149）	